

シートカッター事件

—特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、上告審係属中に訂正審決が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り、特許権の侵害に係る紛争の解決を不当に遅延させるものとして、特許法104条の3及び104条の4の各規定の趣旨に照らし許されないとした事例—

小松法律特許事務所

知的財産法研究会 弁護士 原 悠介

事 件 最高裁判所平成29年7月10日第二小法廷判決
特許権侵害差止等請求事件
事件番号 最高裁判所平成28年(受)第632号
原 審 知的財産高等裁判所平成26年(ネ)第10124号
第1審 東京地方裁判所平成25年(ワ)第32665号
判 決 上告棄却

第1 はじめに

- 1 本件は、特許権侵害訴訟において、被疑侵害者から主張された無効の抗弁に対し、特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を提出することなく請求棄却判決が言い渡された場合に、上告審係属中に訂正審決が確定したことから、特許請求の範囲が減縮されたとして、原判決の基礎となった行政処分が後の行政処分により変更されたことを理由に民事訴訟法338条1項8号に規定する再審事由の存在を主張して、上告受理の申立てをした事案である。
- 2 本判決は、
 - ① 特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、上告審係属中に訂正審決が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り、特許法（以下「法」という。）104条の3及び104条の4の各規定の趣旨に照らし許されないと

シートカッター事件 一特許権者が、事実審の口頭弁論終結時までに訂正の再抗弁を主張しなかったにもかかわらず、上告審係属中に訂正審決が確定したことを理由に事実審の判断を争うことは、訂正の再抗弁を主張しなかったことについてやむを得ないといえるだけの特段の事情がない限り、特許権の侵害に係る紛争の解決を不当に遅延させるものとして、特許法104条の3及び104条の4の各規定の趣旨に照らし許されないとした事例一

した。

- ② また、事例判断ではあるものの、訂正の再抗弁の要件として、現実に訂正審判請求又は訂正請求を要するかという、従来から議論のあった問題について、現実にこれらの請求をしていなくとも、訂正の再抗弁の主張が許される場合があることを明らかにした。

第2 事案の概要

1 概要

本件は、発明の名称を「シートカッター」とする特許発明(特許第5374419号)に係る特許権(以下「本件特許権」という。)を有する原告(被控訴人、上告人、以下「X」という。)が、本件特許権に基づき、被告(控訴人、被上告人、以下「Y」という。)に対し、Y製品の製造及び譲渡等の差止及び損害賠償(434万円)等を求めた事案である。

なお、本報告では、紙幅の関係上、侵害訴訟、無効審判事件及び訂正審判事件の手続の関係を中心に論じる。

2 当事者

Xは、本件特許権の特許権者であり、シート状の紙やフィルム等を裁断する器具であるシートカッター等の職人用工具の企画、製作、販売をしている個人事業主である。

また、Yは、「東翔」の屋号のもと、Xと同じく、シートカッター等の職人用工具の企画、製作、販売をしている個人事業主である。

3 本件特許権について

【特許請求の範囲】(但し、訂正2016-390002による訂正前のものであり、構成要件の分説は第一審判決の記載に従う。)

- A 第1の刃と、
- B 第2の刃と、
- C 前記第1の刃と前記第2の刃を設けた本体と、
- D 前記本体と可動的に接続されたガイド板とを有し、
- E 前記本体が前記ガイド板に対して動くことにより前記ガイド板から前記第1の刃または前記第2の刃が出る
- F ことを特徴とするカッター。

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

従来の欠点は、直定規とカッターナイフでノンスリップシートなどの凹凸に沿って、真っすぐ切断する際、光の向きや照度により見づらく、きれいに切断しにくかった。

本発明は以上のような欠点をなくすために作られた作品である。

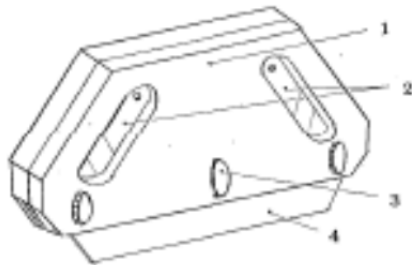
【発明の効果】

【0006】

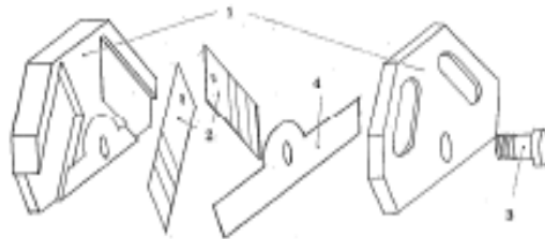
このシートカッターはノンスリップシートなどの表面の凹凸に、ガイド板(4)を合わせ、シャフト(3)を軸に本体を傾げるだけで、設けてあるカッターナイフの刃(2)が出てくる。後はノンス

リップシートなどの凹凸に沿わせて滑らせるだけで、光りの向きや照度に左右されることなく、簡単で美しい、かつ迅速にノンスリップシートなどを切断できる。

【図1】



【図2】



【図3】



1 本体、 2 カッターナイフの刃、 3 シャフト、 4 ガイド板

4 被告製品（以下「Y製品」という。）について

Y製品は、「武蔵」という製品名のシートカッターであり、次の構成を備えるものである（Y製品の構成は、第一審判決及び原審の認定による。）。

- a～c 刃1及び刃2が留め具4及び留め具5によって本体3（回転板）に固定されている。
- d 本体3は3か所の接続部7を介してガイド板6（固定板）に接続されている。接続部7は、本体3に設けた円弧状の溝に、ガイド板6に設けた突起部を摺動可能に嵌合したものであり、本体3に対してガイド板6は上記溝の範囲で左右に円弧状に動くことができる。
- e ガイド板6をシートに当接して固定し、本体3をガイド板6に対し左又は右に円弧状に動かすと、ガイド板6によって刃先が隠されていた刃1又は刃2がガイド板6から外へ出てくる。この状態でY製品をガイド板6に沿って左右に動かすと、シートを切断することができる、
- f シートカッター